

事務局の職制及び権限に関する規程

平成27年4月 1日施行
平成28年4月 1日変更
平成28年4月 6日変更
平成29年5月12日変更
2020年3月11日変更
2022年1月26日変更
2023年7月 1日変更
2024年2月 5日変更
2026年7月 1日変更

(総則)

第1条 この規程は、業務規程第10条に定める本機関の事務局における職位、職務及び権限並びにそれらの運用について定める。

(職位)

第2条 事務局に置く職位（以下各職位という。）は、別表1のとおりとし、理事会の議決を経て理事長が任命する。
2 各職位が遂行すべき基本的な職務は、別表2のとおりとする。

(権限)

第3条 日常的な業務運営に関する意思決定のうち、定型的なもの、軽易なもの、急を要するもの等、必ずしも理事会での議決を要しないと予め判断できる事項については、別に定めるところにより、その決裁権限を事務局長又は各職位に付与することができる。

(決裁)

第4条 事務局長及び各職位が、前条の規定により付与された決裁権限を行使するときは、起案書等の文書への押印等によりその実績を記録し、別に定める期間保管しなければならない。
2 前条の規定により決裁権限を付与された職位が、出張・休暇等で不在のときは、当該職位の上位の職位が決裁を代行することができる。

附則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附則（平成２８年３月１６日）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附則（平成２８年４月６日）

この規程は、平成２８年４月６日から施行し、平成２８年４月１日に遡って適用する。

附則（平成２９年５月１２日）

この規程は、平成２９年５月１２日から施行する。

附則（２０２０年３月１１日）

この規程は、２０２０年４月１日から施行する。

附則（２０２２年１月２６日）

この規程は、２０２２年２月１日から施行する。

附則（２０２３年７月１日）

この規程は、２０２３年７月１日又は２０２３年６月に認可申請した業務規程の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（２０２４年２月５日）

この規程は、２０２４年３月１日から施行する。

附則（２０２６年６月２４日）

この規程は、２０２６年７月１日から施行する。

別表 1 事務局に置く職位

設置対象		置く職位*	必要なとき置く職位**
部		部長	担当部長、副部長
室		室長	副室長
	室	室長	副室長
	容量市場センター	所長	副所長
	広域運用センター	所長	副所長、当直長、副当直長
共通		—	参与、参事、マネージャー、スペシャリスト、シニアスタッフ、副マネージャー、主任

* 各設置対象毎に 1 人のみ置き、部長・室長については、「総務部長」、「監査室長」のように「設置対象である部等の名称＋長」と呼称する。

** 必要に応じた人数を置く。

別表 2 各職位の基本的な職務

職位	職務
部長、室長	・ 所管する組織を統括管理し、本機関の方針に基づいて、中立性、公平性及び透明性を堅持しつつ、分掌業務の適正かつ効率的な運営を図る。 ・ 理事長、理事又は上位の職位の命を受け、あるいは必要に応じ、総会、理事会、評議員会、委員会等に付する議案書又は報告書を作成する。
担当部長	・ 直属の上司である部長と協調しつつ、所属する部が所管する業務のうち、特定の業務の運営を統括する。 ・ 予め直属の上司である部長の命を受け、配下の職員のサービスを管理する。
所長（容量市場センター）	・ 容量市場センターを統括管理し、本機関の方針に基づいて、中立性、公平性及び透明性を堅持しつつ、容量市場管理者としての業務の適正かつ効率的な運営を図る。
副所長（容量市場センター）	・ 容量市場センターにおいて、所長を補佐するとともに、専門的見地から適時適切に意見具申又は提案を行う。 ・ 予め所長の命を受け、容量市場センターの職務の一部を管理するとともに、配下の職員のサービスを管理する。 ・ 所長が不在の際、代わってその任に当たる。
所長（広域運用センター）	・ 広域運用センターを統括管理し、本機関の方針に基づいて、平常時、緊急時を問わず、広域的な安定供給確保の観点から、需給及び系統の状況の監視・管理の業務を的確に遂行する。
当直長	・ 広域運用センターにおいて、当直員を統括し、緊急時における適切な対応を含め、当直業務を的確に遂行する。 ・ 予め直属の上司である職位の命を受け、所属する部等の職務の一部を管理するとともに、配下の職員のサービスを管理する。
副所長（広域運用センター）	・ 広域運用センターにおいて、所長を補佐するとともに、専門的見地から適時適切に意見具申又は提案を行う。 ・ 予め所長の命を受け、広域運用センターの職務の一部を管理するとともに、配下の職員のサービスを管理する。 ・ 当直長が不在の際、代わってその任に当たる。
マネージャー	・ 直属の上司である職位の命を受け、部員等を指導監督するとともに、自己の知見を最大限活用し、担当業務を計画的かつ的確に遂行する。 ・ 予め直属の上司である職位の命を受け、配下の職員のサービスを管理する。
副部長、副室長、副マネージャー、副当直長	・ 直属の上司である職位を補佐するとともに、専門的見地から適時適切に意見具申又は提案を行う。 ・ 予め直属の上司である職位の命を受け、所属する部等の職務の一部を管理するとともに、配下の職員のサービスを管理する。
参与	・ 役員、部長等に対し、自らの知見に基づいて、業務運営全般に関する助言を行う。

参事	・役員、部長等の命を受け、特別の業務に係る企画、立案、業務遂行等に参画する。 ・職員に対し、自らの知見に基づいて、業務遂行の具体的な方法、手順等に関する助言及び指導を行う。
シニアスタッフ	・職員に対し、自らの知見に基づいて、業務遂行の具体的な方法、手順等に関する助言及び指導を行う。
スペシャリスト	・直属の上司である職位の命を受け、自己の持つ特定分野の高い専門知識を最大限活用し、担当業務を計画的かつ的確に遂行するとともに、所属する部等の職員に対する指導を行う。
主任	・直属の上司である職位を補佐するとともに、専門的見地から適時適切に意見具申又は提案を行う。 ・予め直属の上司である職位の命を受け、所属する部等の職務の一部を管理するとともに、配下の職員に対する指導を行う。
(共通)	・本機関の業務に関する会員の意見や社会的要請を常に意識し、本機関が取り組むべき課題の発見に努める。 ・直属の上司である職位と連携を密にし、担当業務の遂行状況及び課題について、適時適切に報告する。 ・人材育成を常に意識し、配下の職員に対する助言、指導並びに技術及びノウハウの移転を積極的に行う。 ・他の職位と積極的に意思疎通し、信頼関係及び相互協力関係の構築に努める。 ・日常業務や課題解決に率先垂範して取り組み、職場の士気高揚に努める。